

表20 ストレスチェックの実施状況等(令和4年度)

○ ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況

「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいいます。

「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してその結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勧奨し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

(県内)

区分	事業場数	ストレスチェック実施事業場数		集団分析実施事業場数		集団分析結果活用事業場数	
		実施事業場数	実施事業場率	実施事業場数	実施事業場率	活用事業場数	実施事業場率
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/c
市	1,762	1,762	100.0%	1,646	93.4%	1,277	77.6%
町 村	222	216	97.3%	212	98.1%	133	62.7%
一部事務組合等	159	126	79.2%	112	88.9%	82	73.2%
県内合計	2,143	2,104	98.2%	1,970	93.6%	1,492	75.7%

(参考:全国)

市 区	44,604	43,877	98.4%	38,751	88.3%	32,917	84.9%
町 村	10,249	9,847	96.1%	8,235	83.6%	6,050	73.5%
一部事務組合等	3,571	2,610	73.1%	2,132	81.7%	1,323	62.1%
全国合計	58,424	56,334	96.4%	49,118	87.2%	40,290	82.0%

- (注) 1 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。
 2 市及び市区には、指定都市を含まない。
 3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。(以下、全ての表において同じ。)

○ ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数

「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされています。

(県内)

区分	在籍職員数	ストレスチェックを受けた職員数		高ストレスに該当した職員数		医師による面接指導を受けた職員数	
		職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/c
市	67,590	60,607	89.7%	7,374	12.2%	303	4.1%
町 村	6,492	5,684	87.6%	720	12.7%	47	6.5%
一部事務組合等	5,513	5,044	91.5%	434	8.6%	32	7.4%
県内合計	79,595	71,335	89.6%	8,528	12.0%	382	4.5%

(参考:全国)

市 区	1,437,990	1,247,349	86.7%	141,219	11.3%	6,026	4.3%
町 村	243,714	214,767	88.1%	24,154	11.2%	1,368	5.7%
一部事務組合等	118,613	97,212	82.0%	10,080	10.4%	362	3.6%
全国合計	1,800,317	1,559,328	86.6%	175,453	11.3%	7,756	4.4%

- (注) 1 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員(常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。)のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。
 2 市及び市区には、指定都市を含まない。

○ 集団分析結果の団体区分別活用状況

(県内)

区 分	集団分析結果を活用した事業場数	集団分析結果の活用内容(複数回答)									
		業務配分の見直し		人員体制・組織の見直し		管理監督者向け研修の実施		衛生委員会での審議		その他	
		実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合
		a	b	b/a	c	c/a	d	d/a	e	e/a	f
市	1,277	222	17.4%	248	19.4%	622	48.7%	701	54.9%	92	7.2%
町 村	133	49	36.8%	55	41.4%	16	12.0%	63	47.4%	20	15.0%
一部事務組合等	82	36	43.9%	44	53.7%	5	6.1%	46	56.1%	11	13.4%
県内合計	1,492	307	20.6%	347	23.3%	643	43.1%	810	54.3%	123	8.2%

(参考:全国)

市 区	32,917	9,862	30.0%	9,192	27.9%	12,200	37.1%	21,748	66.1%	5,814	17.7%
町 村	6,050	1,714	28.3%	1,881	31.1%	922	15.2%	4,145	68.5%	525	8.7%
一部事務組合等	1,323	362	27.4%	467	35.3%	183	13.8%	734	55.5%	221	16.7%
全国合計	40,290	11,938	29.6%	11,540	28.6%	13,305	33.0%	26,627	66.1%	6,560	16.3%

(注) 1 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などとなっている。
2 市及び市区には、指定都市を含まない。